

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 9月 5日

申請者 氏名又は名称 ユウゲンガイシャ イズミデンキコウギョウ 有限会社 泉電機工業  
 住所 〒639-0265 奈良県香芝市上中522番地1  
 代表者氏名 代表取締役 イズミ シロウ 泉 司朗  
 電話番号 0745-76-6958  
 FAX番号 0745-79-5112  
 メールアドレス [info@idk-co.jp](mailto:info@idk-co.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6年 9月 5日

届出者

氏名又は名称 有限会社 泉電機工業

住 所 〒639-0265 奈良県香芝市上中522番地1

代表者氏名 泉 司朗

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ イズミデンキコウギョウ 有限会社 泉電機工業		
住 所	〒639-0265 奈良県香芝市上中522番地1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 イズミ シロウ 泉 司朗		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1)・事業者の住所 事業所の所在地	香芝市田尻104番地 //	香芝市上中522番地1 //	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良県香芝市上中5-2-2番地1  
有限会社泉電機工業

会社法人等番号	1500-02-010738	
商号	有限会社泉電機工業	
本店	奈良県香芝市田尻104番地	
	奈良県香芝市上中5-2-2番地1	令和3年7月1日移転 令和3年7月5日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月9日登記
会社成立の年月日	平成17年11月15日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般産業用機械の製作、販売並びにメンテナンス</li> <li>2. 電気配線工事業</li> <li>3. 空調設備工事業</li> <li>4. 消火設備工事業</li> <li>5. 配線工事用材料の販売</li> <li>6. 家庭用及び事務用電気製品の販売</li> <li>7. 一般管工事業務</li> <li>8. 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol>	
発行可能株式総数	1000株	平成25年5月17日変更 平成25年5月23日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 320株	平成25年5月23日変更 平成25年5月23日登記
資本金の額	金1600万円	平成25年5月23日変更 平成25年5月23日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月9日登記</p>	

役員に関する事項	奈良県香芝市畑五丁目1611番地の6 取締役 泉 司 朗	
	奈良県香芝市高山台一丁目4番地4リーフコー ト高山台102号 取締役 泉 司 朗	平成25年10月 9日住所 移転 平成25年11月19日登記
	奈良県香芝市真美ヶ丘四丁目15番16号 取締役 泉 司 朗	平成27年 4月 6日住所 移転 平成27年 8月21日登記
	奈良県香芝市別所351番地3 取締役 泉 司 朗	平成28年 7月15日住所 移転 平成28年 9月29日登記
	奈良県香芝市別所351番地3 取締役 泉 絹 代	平成30年 7月 1日就任 平成30年 7月17日登記
	代表取締役 泉 司 朗	平成21年 4月 1日就任 平成21年 4月 9日登記
	登記記録に関する 事項	設立 平成17年11月15日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
 した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 9月 5日

奈良地方法務局葛城支局  
 登記官

畑 山 尚 江

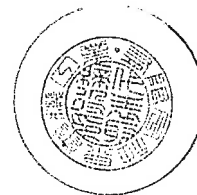


# 有限会社泉電機工業現行定款

当社の現行定款に相違ありません。

令和 年 月 日

有限会社 泉電機工業  
代表取締役 泉 司朗



会社代表印

## 第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、有限会社泉電機工業と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 一般産業用機械の製作、販売並びにメンテナンス
2. 電気配線工事業
3. 空調設備工事業
4. 消火設備工事業
5. 配線工事用材料の販売
6. 家庭用及び事務用電気製品の販売
7. 一般管工事業務
8. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県香芝市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。  
2 当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会)

第7条 株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

#### (総会の招集)

第8条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対してその通知を発することを要する。

#### (議長)

第9条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権)

第11条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

#### (決議事項の通知)

第12条 株主総会において決議した事項は、各株主に通知することとする。

#### (議事録)

第13条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 役員

(員数)

第14条 当社は、取締役1名以上とする。

(選任の方法)

第15条 当社の取締役は、当社の株主の中から株主総会において選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役)

第16条 取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議により代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第17条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第19条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して行う。

(定款に定めのない事項)

第20条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第2節 有限会社法の廃止に伴う経過措置等)及び会社法その他の法令に定めるところによる。



# 臨時株主総会議事録

令和6年5月15日午前10時00分より、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	2名
議決権のある発行済株式総数	320株
出席株主数（委任状による者を含む）	2名
この議決権のある持株総数	320株

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役社長 泉 司朗 は議長席につき、臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

## 議案 定款変更の承認に関する件

議長は、定款第18条「当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。」とあるのを「当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。」としたい旨を述べ、議場に諮ったところ、一同これを承認可決した。

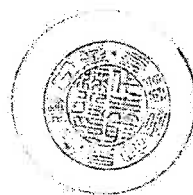
議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時30分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

令和6年5月15日

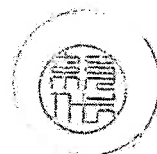
(商号) 有限会社泉電機工業株主総会

議長  
代表取締役 泉 司朗



代表取締役印

出席取締役 泉 絹代



認印

上記の通り、相違ないことを証明します。

令和6年9月5日

代表取締役 泉 司朗



給水技術士兼任技術士証



免許番号 第240082号  
交付年月日 平成19年 2月20日  
性 別 奈良県  
イ ン ン ン  
氏 名 泉 司朗  
生 年 月 日 昭和49年 9月 2日

財団法人 給水技術士協会の理事



友が丘

プロクラミシク&造  
絵画教室 colors-acade

2丁目

2丁目

上牧町営墓地

ソーニョ

大和産業環境社

貴舟神社

hairs Clair

西念寺

やまうらオーステ

上牧町立上牧第二中

有限会社 泉電機工業

妙見山法覚院

VegeiaBoo 香芝0号店

さかもと小児科

びっくりドンキー 香芝店  
【公式】びっくりドンキー

関西風炭火焼 鰻のうな丈

ドン・キホーテ  
香芝インター店

香芝0号店

3丁目

センター

1丁目

白鳳台

音

人博寿  
栄健施設...

野

正福寺

E25

54

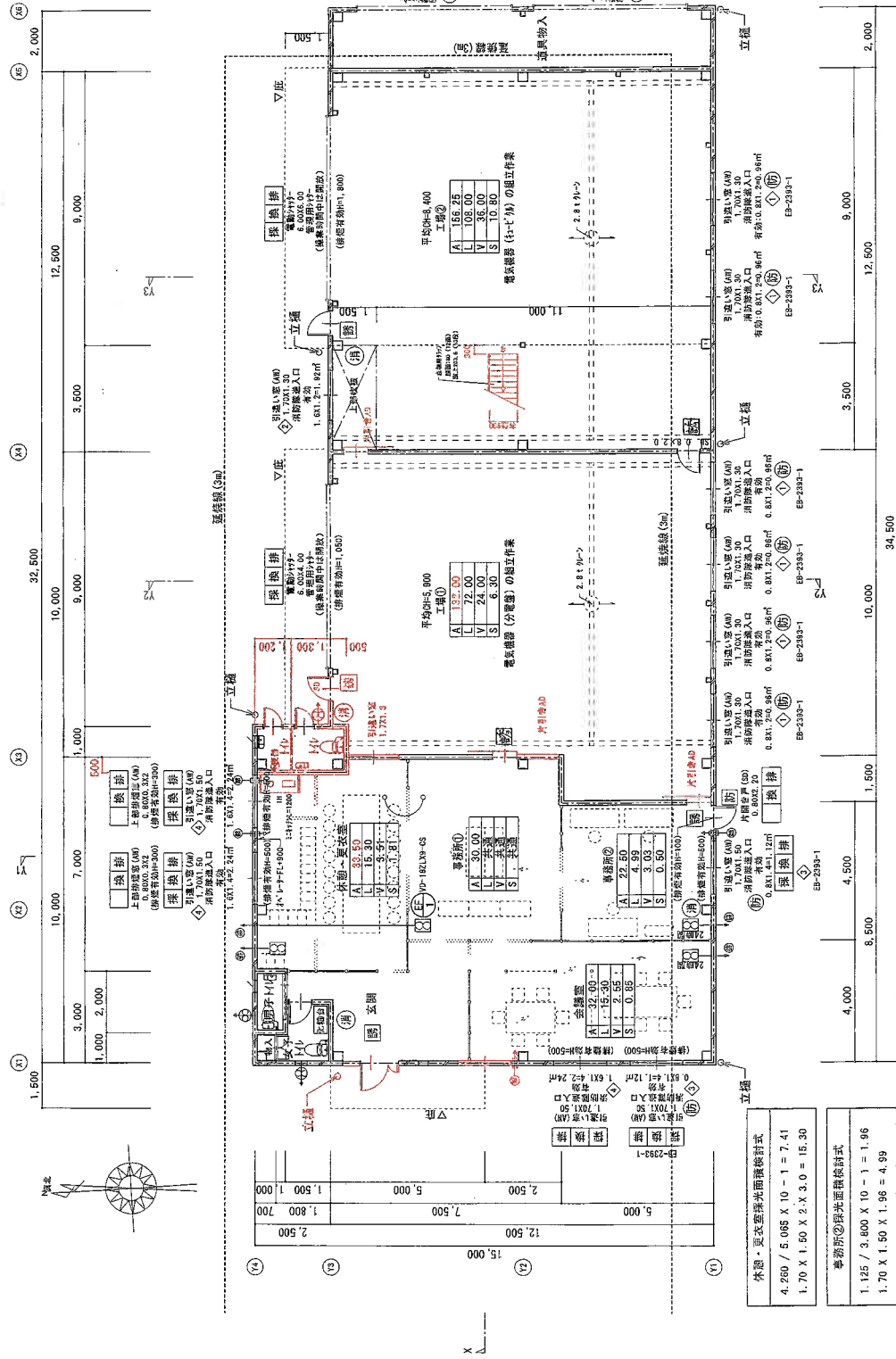
E25

168

3丁目

+ -





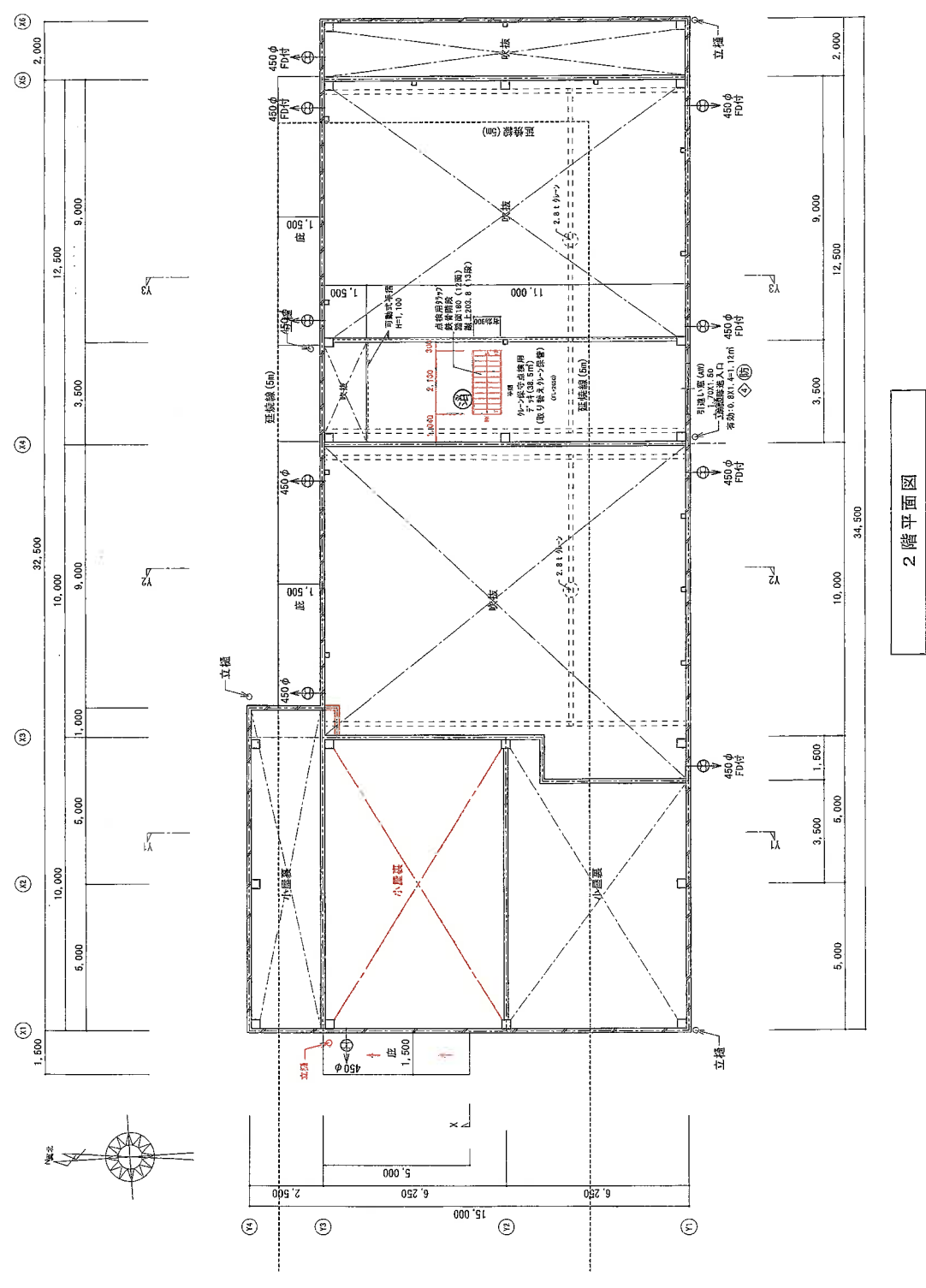
1階平面図

※外壁にあるすべての給排気口は防火ダンパー付とする  
(100cm2以下のものはSUS製防火種いととする)

内装仕上 (事務所、会議室、玄関等)	内装仕上 (工場)
床 引付工 床仕上げ (607フロア)	床 引付工 床仕上げ (607フロア)
壁 PB 12.5 壁紙仕上 (CM-9828)	壁 PB 12.5 壁紙仕上 (CM-9828)
天井 PB 12.5 石膏板仕上 (CM-9828)	天井 PB 12.5 石膏板仕上 (CM-9828)
扉 300W 1.8M 扉仕上 (CM-9828)	扉 300W 1.8M 扉仕上 (CM-9828)
窓 PB 12.5 断熱仕上 (CM-9828)	窓 PB 12.5 断熱仕上 (CM-9828)
天井 防錆板処理 (告示第1400号)	天井 防錆板処理 (告示第1400号)

凡例	
階段床面積	換気設備
採光面積	消火器 (10型)
換気面積	防火の仕様は別し
排煙面積	※(100)の付した面積は換気設備の設置面積とする
換気設備	※(100)の付した面積は換気設備の設置面積とする
消火器 (10型)	※(100)の付した面積は換気設備の設置面積とする
防火の仕様は別し	※(100)の付した面積は換気設備の設置面積とする
※(100)の付した面積は換気設備の設置面積とする	※(100)の付した面積は換気設備の設置面積とする

1階有窓部、採光面の内定					
必要開口面積	458.75 X 1/30 = 15.291 → 15.30㎡				
必要開口面積	15.30㎡ < 有効開口面積: 16.64㎡ ∴有窓とする				
記号	有効幅	有効高さ	面積	箇所	合計
1	0.80	1.20	0.96	6	5.76
2	1.80	1.20	1.92	1	1.92
3	0.80	1.40	1.12	2	2.24
4	1.60	1.40	2.24	3	6.72
合計					16.64



※外壁にあるすべての給排気口は防火ダンパー付とする  
 (100cm2以下のものはSUS製防火罩いとす)

1階有窓欄、給気欄の判定

必要開口面積	38.60 X 1/20 = 1.93	→	1.29㎡
有窓欄	有窓高	面積	面積
4	0.30	1.40	1.12
合計			1.12

算定窓が1か所しかないので無窓欄とする

凡例

点検用階段 (鉄骨造)	有効幅	900	換気用100A (900)100A (厚は狭い)	ダクト材質は当該MSE等による
A				
換気床面積		203.8	共通	
L				
換気面		180	非常用出入口に代わる開口部 (有効幅≧4200以上)	
V				
換気面積			換気用100A (900)100A (厚は狭い)	
S				
換気面積				

仕様

①	換気床面積	900	換気用100A (900)100A (厚は狭い)	ダクト材質は当該MSE等による
②	換気面	203.8	共通	
③	換気面積	180	非常用出入口に代わる開口部 (有効幅≧4200以上)	
④	換気面積		換気用100A (900)100A (厚は狭い)	

